

特殊詐欺等防止対策機器設置に係る交付申請から補助金交付までの手続き等

1 補助金の交付申請 【申請者】	提出先	防災安全課地域安全係
	提出書類	特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）
	添付書類	1 特殊詐欺等防止対策機器の機能が記載されているカタログ等の写し 2 特殊詐欺等防止対策機器の購入予定額（取付費用を含む。）を確認できる書類 3 市税納付状況等確認の承諾書（様式第2号）
2 補助金の交付決定 【市】	審査を行い、交付の可否を決定して、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知	
3 特殊詐欺等防止対策機器の設置 【申請者】	交付決定を受けた申請者が特殊詐欺等防止対策機器を設置	
4 特殊詐欺等防止対策機器設置の実績報告 【申請者】	提出先	防災安全課地域安全係
	提出書類	特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書（様式第4号）
	添付書類	購入実績額（取付費用を含む。）を確認できる書類（領収書など）の写し
5 補助金の額の決定 【市】	実績報告の内容と交付決定内容の適合性を審査し、補助金の額を確定して、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知	
6 補助金の請求 【申請者】	確定通知を受けた申請者は、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書（様式第6号）を市防災安全課に提出して補助金の交付を請求 ※ 補助金の振込指定口座の通帳表紙及び表紙裏面の写しを添付	
7 補助金の交付 【市】	交付請求書の提出を受けた日から30日以内に補助金を交付	